資料2

［大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会
都市再生安全確保計画部会　資料］

第4回 都市再生安全確保計画部会

大崎駅周辺都市再生安全確保計画の骨子について

平成29年10月10日

アジェンダ

1. 第四回部会の位置づけ
2. 都市再生安全確保計画について
3. 都市再生安全確保計画のポイント
   （１）都市再生安全確保計画について
   （２）現況および課題の把握
   （３）課題解決に向けた取組
4. 都市再生安全確保計画の構成（案）
   （１）各章の概要
   （２）法の位置づけ

1．第四回部会の位置づけ

第1回 部会
（平成29年3月）

都市再生安全確保計画部会の設立

第2回 部会
（平成29年5月）

地域特性、課題の抽出
・基礎調査結果から見る地域特性
・実感や体験に基づいた地域の実情についての意見交換

事務局にて地域特性、課題の取りまとめ

第3回 部会
（平成29年7月）

地域特性、課題の共有
・地域特性、課題の取りまとめ結果の共有、承認

事務局にて骨子案の作成

第4回 部会
（平成29年10月）

骨子の提示
・都市再生安全確保計画の目次の確認、承認
・対策の検討

事務局にて都市再生安全確保計画（素案）の作成

第5回 部会
（平成29年12月予定）

計画策定
・都市再生安全確保計画（案）の確認、承認

2. 都市再生安全確保計画について

首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、甚大な人的・物的被害が想定される。

大崎駅は１日に約１８万人、五反田駅は約２１万人の利用がある都市機能集積地であることから、災害時における混乱防止および安全確保が重要な課題となっている。

大崎・五反田駅周辺の地域は、「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域」に指定されており、平成２４年の都市再生特別措置法改正により、都市再生安全確保計画の策定が求められている。

都市再生特別措置法に基づき、大規模な地震等が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るために、ハード・ソフト両面から幅広い防災対策を盛り込む。

※「第一回都市再生安全確保計画部会資料より」資料1より抜粋

都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法に基づき、地域の安全を確保するための<u>中長期的かつ包括的な対策（取組事項）を定めた計画</u>として位置づけられています。

次年度以降、本計画を基に大崎駅周辺、五反田駅周辺の各地域において、より具体的な「滞留者支援ルール」の策定などに取り組んでいく予定です。

3. 都市再生安全確保計画のポイント
（1）都市再生安全確保計画について　1／2

本計画の目標（案）

今後発生するおそれのある首都直下地震においては、駅周辺の混乱とともに揺れや火災による人的、物的被害が予想されることから、本計画では大崎駅周辺地域の「安全確保」および「混乱の防止」を目標として設定する。

【背景・意義】

- 大崎駅はJR、東京臨海高速鉄道りんかい線が、五反田駅ではJR、東急池上線、都営地下鉄浅草線 が乗り入れるターミナル駅となっており、首都直下地震のような大規模な災害に見舞われた場合には、大崎駅周辺で多数の帰宅困難者の発生が予想される。
- 一方、国では人口や都市機能が集積する地域において、大規模地震が発生した場合における滞留者等の安全確保を図るため「都市再生安全確保計画」の策定を推進している。
- 大崎・五反田駅周辺の地域は、「大崎駅周辺地域都市再生緊急整備地域」に指定されており、平成24年の都市再生特別措置法改正により、都市再生安全確保計画の策定が求められている。

3. 都市再生安全確保計画のポイント

（1）都市再生安全確保計画について　2／2

対象範囲

- 「大崎駅周辺都市再生緊急整備地域」は、大崎駅、五反田駅にまたがる地域が指定されていることから、地域の特性を把握するための調査は両駅から概ね750m以内（オレンジ色実線の枠線内）を対象とした。
- 地域特性の整理は、オレンジ色の範囲を「大崎駅側」、黄緑色の範囲を「五反田駅側」としてまとめた。

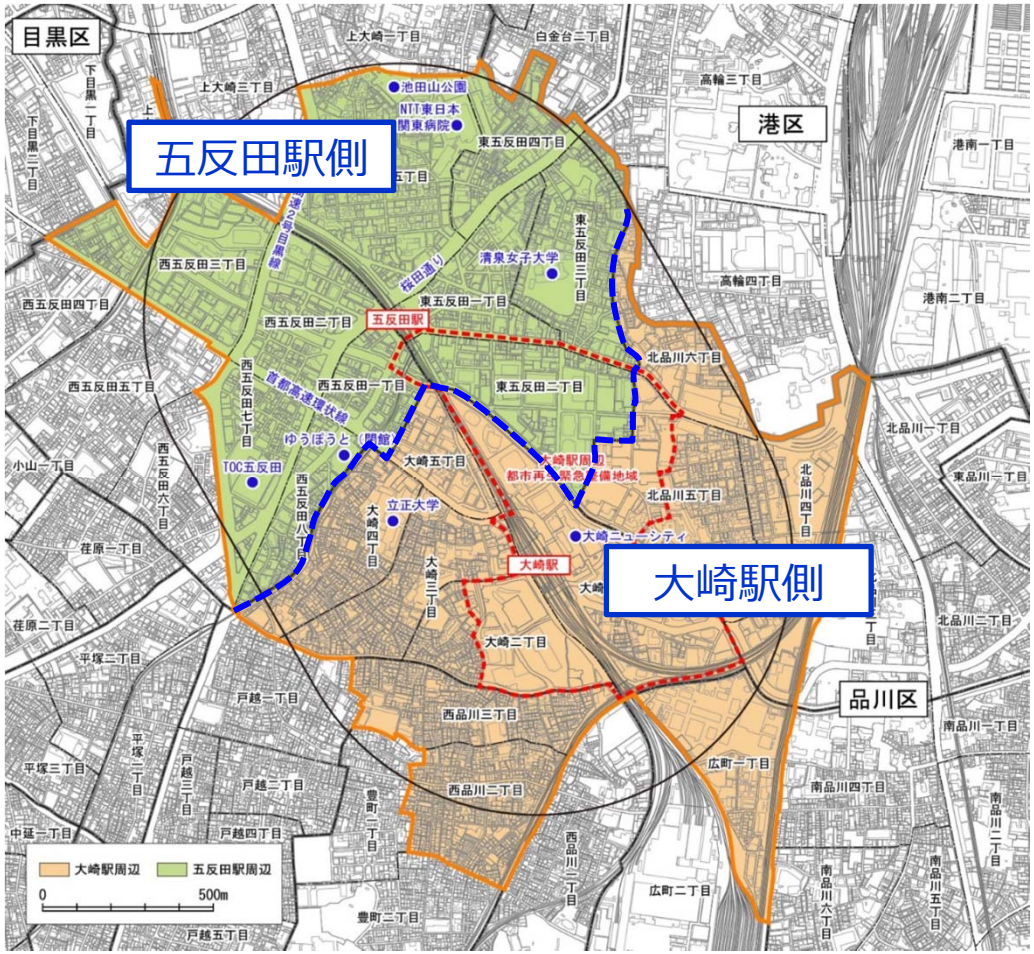

3. 都市再生安全確保計画のポイント
（2）現況および課題の把握　　1／3

現況確認

- 基礎データの分析や第三回都市再生安全確保計画部会での意見交換を踏まえ、平時の特徴や災害時の課題をまとめた。

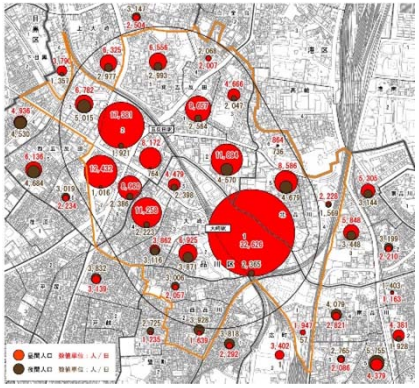

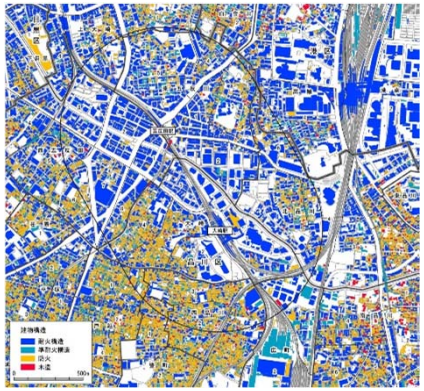

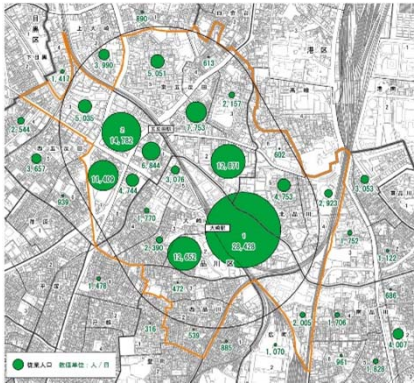

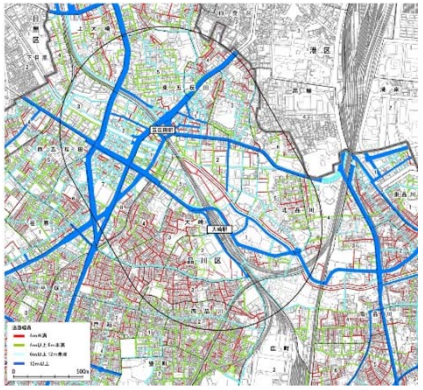

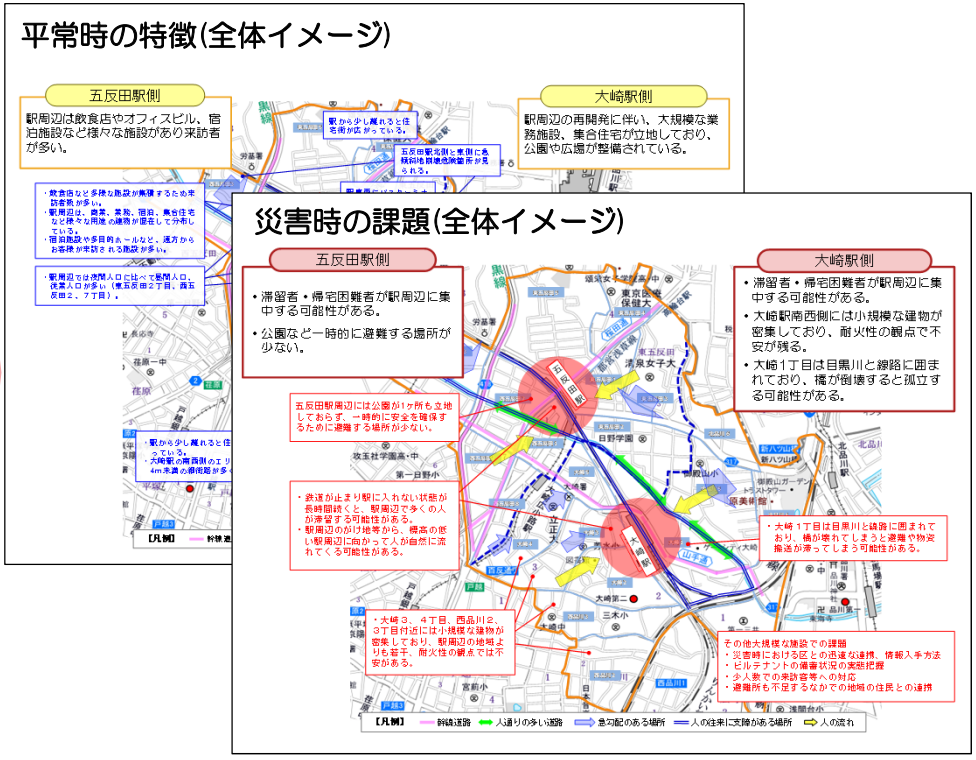

3. 都市再生安全確保計画のポイント
（2）現況および課題の把握　2／3

前回提示
資料の修正

		五反田駅側	大崎駅側
人・場所の特徴	人の特徴 ※1,2,3	• 駅周辺では夜間人口に比べて昼間人口、従業人口が多い（東五反田２丁目、西五反田２、７丁目）。 • 飲食店など多様な施設が集積するため来訪者数が多い。	• 駅周辺では夜間人口に比べて昼間人口、従業人口が著しく多い（大崎１、２丁目）。
	場所の特徴 ※4,5	• 駅周辺は、商業、業務、宿泊、集合住宅など様々な用途の建物が混在して分布している。駅から少し離れると住宅街が広がっている。 • 宿泊施設や多目的ホールなど、遠方からお客様が来訪される施設が多い。 • 駅東西にバスターミナルが2ヶ所ある。	• 駅周辺は、大規模な業務施設、集合住宅が中心となる。駅から少し離れると住宅街が広がっている。 • 駅東西にバスターミナルが2ヶ所ある。 • 大規模な開発に伴い公園や広場が整備されている。
がけ地※6、狭あい※7		• 五反田駅北側と東側に急傾斜地崩壊危険箇所分が見られる。	• 大崎駅の南西側のエリアでは幅員4m未満の細街路が多くみられる。 • 大崎駅東側等に急傾斜地崩壊危険箇所が見られる。
道路の特徴	歩行者の多い道路	• 目黒川沿いの道路は、昼間の時間帯に多くの人通りがある。 • 線路沿いの道に関しては昼夜とも、人通りは多くない。	
	幹線道路	• 国道１号（桜田通り）、環状６号（山手通り） • 首都高速環状線、首都高速２号目黒線	
	東西の往来	• 目黒川が大崎・五反田両駅にまたがって流れている。 • 山手線等の線路が縦断している。	

※1･･･基礎調査結果：昼間人口、夜間人口
※2･･･基礎調査結果：従業人口
※3･･･基礎調査結果：来訪者数
※4･･･基礎調査結果：建物用途の分布
※5･･･基礎調査結果：主な広域集客施設
※6･･･基礎調査結果：急傾斜地崩壊危険箇所分布図
※7･･･基礎調査結果：道路復員

3. 都市再生安全確保計画のポイント
（2）現況および課題の把握　3／3

前回提示
資料の修正

災害時の課題

■ 災害時における課題を時系列に整理の上、次の７つに集約した。

時系列(目安)	五反田駅側	大崎駅側
発災 安全な場所への避難	・東五反田１、３、４丁目、西五反田１、２、７丁目には公園が１ヶ所も立地しておらず、一時的に安全を確保するために避難する場所が少ない。	・大崎３、４丁目、西品川２、３丁目付近には小規模な建物が密集しており、駅周辺の地域よりも若干、耐火性の観点では不安がある。 ・大崎１丁目は目黒川と線路に囲まれており、橋が壊れてしまうと避難や物資搬送が滞ってしまう可能性がある。
3時間 駅周辺への滞留	・鉄道が止まり駅に入れない状態が長時間続くと、駅周辺で多くの人が滞留する可能性がある。 ・滞留者・帰宅困難者が駅周辺に集中する可能性がある ・駅周辺のがけ地等から、傾斜に沿って駅方向に人が自然に流れてくる可能性がある。	
6時間 一時的に滞在できる場所を探す	・大規模施設において、都の条例に基づいた指導がされている場合でも、各テナントの備蓄状況の実態を把握しきれていない部分もある。 ・大規模な施設では、ビルスタッフの人数が限られており、災害時において効率的な対応が求められる。 ・避難所も不足するなか地域の住民組織とどのように連携していくか検討していく必要がある。	
12時間 一時滞在施設での情報収集など	・災害時おける区との協定締結に基づく活動は、迅速な連携が困難であると予想されるため、独自の行動が必要である。 ・個々の事業者や団体で情報収集できない際、どのように情報を入手するかが課題となる。	
3日後	（混乱の段階的な収束）	

課　題

- 【1】直接被害の軽減
- 【2】退避場所・退避経路の確保
- 【3】滞留者の発生防止
- 【4】円滑な避難誘導
- 【5】共助による滞留者支援
- 【6】発生した滞留者の一時滞在
- 【7】帰宅者への支援

3. 都市再生安全確保計画のポイント
（3）課題解決に向けた取組　1／4

取組の方針

- 本計画の目標を滞留者の「安全確保」および帰宅困難者の「混乱防止」の2つとし、それぞれ短期的、長期的な取組方針を整理した。
- 長期的な取り組みを推進するにあたっては、駅周辺における再開発の状況など地域の現状を踏まえながら、駅周辺の再開発事業等のまちづくりと連携し、段階的に取り組む。

安全確保の視点：駅周辺の安全確保に向けた退避場所と退避経路の確保

【短期的な取組】
- 現在ある施設やオープンスペース等を活用した継続的な訓練等により退避経路上の危険箇所の発見、改善
- 平時からの周知活動、災害時の誘導等により迅速かつ安全な退避行動を促す取り組みを実施。

【長期的な取組】
- 災害時の退避場所を確保し、安全に移動ができるよう危険要因の排除や退避経路の整備。

混乱防止の視点：滞留者の発生抑止と一時滞在施設等への受け入れ環境の拡充

【短期的な取組】
- 周辺事業者等に対し、従業員や利用者等を可能な限り施設内に留め置くよう啓発を行うほか、協力が得られる一時滞在施設を増やしていくとともに地域での支援体制の構築を図っていく。

【長期的な取組】
- 再開発事業等のまちづくりと連携し、一時滞在施設として活用できる施設や備蓄倉庫の整備を行う。

※個々のスケジュール等については、次年度以降の協議会にて検討していく

（3）課題解決に向けた取組　2／4

安全確保にかかる課題および対策

■ 安全確保に向けた2つの課題に対する取り組みを以下のとおり整理した。

目　標	課　題	対　策
安全確保	【1】直接被害の軽減	【ハード対策】耐震化に関する取組（法第19条の13第2項第四号）
		・まちづくりと連携した耐震化の推進
	【2】退避場所・退避経路の確保	【ハード対策】一時滞在施設および退避場所に関する取組（法第19条の13第2項第二号、第三号）
		・一時滞在施設の拡充（民間施設、公共施設） ・一時的に退避可能な場所の確保
		【ハード対策】退避経路に関する取組（法第19条の13第2項第二号、第三号）
		・退避場所への案内板等設置 ・再開発と連携した退避経路の確保

※ハード対策に記載されている各対象施設については、土地・施設所有者及び管理者等の関係主体と実施に向けた協議が整った段階で記載することとする。

（3）課題解決に向けた取組　3／4

混乱防止にかかる課題および対策

■ 混乱防止に向けた5つの課題に対する取り組みを以下のとおり整理した。

目　標	課　題	対　策	
混乱防止	【3】滞留者の発生防止	【ソフト対策】一斉帰宅抑制の周知・徹底に関する取組	法第19条の13第2項第六号
		• 一斉帰宅抑制に関する周知 • 事業所等における施設内待機ルールの徹底 • 従業員や帰宅困難者向けの備蓄確保	
	【4】円滑な避難誘導	【ソフト対策】情報提供に関する取組	法第19条の13第2項第五号
		• 災害時における滞留者支援ルールの見直し(情報提供など) • 情報収集および整理に必要な帳票類の作成	
		【ソフト対策】滞留者の誘導	法第19条の13第2項第五号
		• 災害時における滞留者支援ルールの見直し（誘導方法など） • 配布用滞留者支援マップ等の作成	
		【ソフト対策】要配慮者に関する取組	法第19条の13第2項第五号
		• 災害時における滞留者支援ルールの見直し(要配慮者への対応) • 支援マップ等における外国語対応の検討	

（次頁に続く）

3. 都市再生安全確保計画のポイント
（3）課題解決に向けた取組　4／4

（続き）

【5】共助による滞留者支援

- **【ソフト対策】** 法第19条の13第2項第五号
  災害時の支援体制・活動拠点整備に関する取組
  - 災害時における支援体制・活動場所の検討
- **【ハード対策】** 法第19条の13第2項第五号
  情報伝達ツール強化に関する取組
  - 災害時の滞留者向け情報伝達ツールの整備
  - 協議会と区が連絡を取り合うための情報伝達ツールの整備
  - 公衆無線ＬＡＮ環境（Ｗｉ－Ｆｉ）の整備
- **【ソフト対策】** 法第19条の13第2項第六号
  訓練に関する取組
  - 運営体制強化訓練の実施、訓練での実効性確認、人材育成

【6】発生した滞留者の一時滞在

- **【ハード対策】** 法第19条の13第2項第二号、第三号
  一時滞在施設および退避場所に関する取組
  - 一時滞在施設の拡充（民間施設、公共施設）、一時的に退避可能な場所の確保
- **【ハード対策】** 法第19条の13第2項第二号、第三号
  備蓄倉庫に関する取組
  - 備蓄倉庫の確保（民間施設、公共施設）
- **【ハード対策】** 法第19条の13第2項第二号、第三号
  災害時のエネルギー供給に関する取組
  - エネルギー供給設備等の導入検討

【7】帰宅者支援

- **【ソフト対策】** 法第19条の13第2項第五号
  帰宅困難者の徒歩帰宅支援
  - 災害時における滞留者支援ルールの見直し(帰宅者への支援ルール)
  - 徒歩帰宅支援マップ等の作成（トイレや休憩場所など）

※ハード対策に記載されている各対象施設については、土地・施設所有者及び管理者等の関係主体と実施に向けた協議が整った段階で記載することとする。

4．都市再生安全確保計画の構成（案）
（1）各章の概要

都市再生安全確保計画（案）の目次構成は、次のとおり。

目次	記載事項
1 都市再生安全確保計画について (1) 背景 (2) 意義 (3) 目標 (4) 作成および変更 (5) 対象範囲	・都市再生安全確保計画策定の背景や意義、目標などについて記載しています。
2 現況および課題の把握 (1) 被害想定 (2) 現況確認 (3) 災害時の課題	・想定される滞留者、帰宅困難者の推計、駅周辺の滞在人口等の現況データ、駅周辺の災害時における課題を記載しています。
3 課題解決に向けた取組 （1）ハード対策 ①都市再生安全確保施設の整備および管理に関する取組 ②耐震化に関する取組 （2）ソフト対策 ①一斉帰宅抑制の周知・徹底に関する取組 ②災害時の活動拠点整備に関する取組 ③誘導に関する取組 ④情報提供に関する取組 ⑤要配慮者に関する取組 ⑥訓練に関する取組	・災害時の課題を解決するためのハード対策（一時滞在施設の確保等）やソフト対策（一斉帰宅抑制の周知・徹底等）について記載しています。
4 参考資料	・本計画を策定するにあたっての参考資料として、関連する計画や条例、アンケート結果、滞留者等の推計にかかる検討資料などを掲載しています。

4．都市再生安全確保計画の構成（案）
（2）法の位置づけ

本計画の構成と都市再生特別措置法第19条の13第2項の位置づけを下表に示す。

本計画の構成	法の位置づけ（都市再生特別措置法第19条の13第2項）	
1．都市再生安全確保計画について （1）背景 （2）意義 （3）目標 （4）作成および変更 （5）対象範囲	第一号	都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
2．現況および課題の把握 （1）被害想定 （2）現況確認 （3）災害時の課題		
3．課題解決に向けた取組 （1）ハード対策 ①都市再生安全確保施設の整備および管理について ア 一時滞在施設および退避場所に関する取組 イ 退避ルートに関する取組 ウ 備蓄倉庫に関する取組 エ 災害時のエネルギー供給に関する取組 オ 情報伝達ツール強化に関する取組	第二号	都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
	第三号	前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項
②耈震化に関する取組	第四号	都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十六第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
（2）ソフト対策 ①一斉帰宅抑制の周知・徹底に関する取組 ②災害時の活動拠点整備に関する取組 ③誘導に関する取組 ア 滞留者の誘導 イ 帰宅困難者の徒歩帰宅支援 ④情報提供に関する取組 ⑤要配慮者に関する取組 ⑥訓練に関する取組	第五号	大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項
	第六号	前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

【参考】都市再生安全確保施設について

都市再生安全確保施設は、表７に示すものであり、「大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設」として整備するものである。

【表 7】都市再生安全確保施設

種類	法文上の記載	具体例
都市再生安全確保施設	（下記の総称）	
退避経路	退避のために移動する経路	道路、公開空地、建築物内通路等
退避施設	一定期間退避するための施設	建築物エントランスロビー等の退避施設
備蓄倉庫	備蓄倉庫	備蓄倉庫
非常用電気等供給施設	非常用の電気又は熱の供給施設	発電機（コージェネレーションシステム等）、ボイラー、電力線、熱導管等
その他施設	その他の施設	公園、緑地、広場等の一時退避場所 情報通信施設、耐震性貯水槽、非常用発電機等の設備系の施設

都市再生安全確保計画には、「都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項」（法第 19 条の 13 第 2 項第二号）及び「前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項」（法第 19 条の 13 第 2 項第三号）を記載する。

内閣官房、国土交通省「都市再生安全確保計画作成の手引き」Ⅱ-25、Ⅱ-25頁より抜粋